

長野県消費者被害防止対策推進会議設置要綱の一部改正について

長野県県民文化部消費生活室

長野県消費者被害防止対策推進会議設置要綱の一部を次のように改正します。

(別表1) 長野県消費者被害防止対策推進会議 構成団体の表に次の団体を加える。

長野県医師会
一般社団法人長野県歯科医師会
一般社団法人長野県薬剤師会
長野県老人保健施設協議会
公益社団法人長野県介護福祉士会
NPO法人長野県介護支援専門員協会
NPO法人長野県宅老所・グループホーム連絡会
長野県ケアハウス協議会
一般社団法人長野県労働者福祉協議会
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会東日本支部長野分科会
一般財団法人長野県交通安全協会
公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会
一般社団法人長野県生活衛生同業組合連合会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟信越支部（予定）
読売新聞長野支局
株式会社長野日報社
朝日新聞長野総局
毎日新聞長野支局
中日新聞長野支局
産経新聞長野支局
日刊工業新聞社長野支局
時事通信社長野支局

長野県消費者被害防止対策推進会議設置要綱

(平成 26 年 7 月 23 日)

(平成 26 年 9 月 19 日一部改正)

(目的)

第 1 条 特殊詐欺や悪質商法の消費者被害の未然防止を図るため、長野県消費者被害防止対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、関係機関及び関係団体等（以下「関係団体等」という。）が協働して、消費者被害に遭わない・遭わせない安全で安心な郷土づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第 2 条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 推進会議として統一した啓発活動の推進に関する事
- (2) 被害防止に向けた構成団体の独自の取組みに関する事
- (3) 県、県警察及び市町村が実施する被害防止対策との協働に関する事
- (4) 消費者被害防止見守り体制の推進に関する事
- (5) 消費者教育・消費者啓発の実施に関する事
- (6) その他前条の目的を達成するため、必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、別表 1 に掲げる関係団体等をもって組織する。

- 2 前項に規定する関係団体等のほか、推進会議の目的に賛同し、県内に広く組織を持つ団体等を加えることができるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長を置き、長野県知事をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 推進会議に副会長 6 名を置き、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長を務める。

- 2 会長は、必要と認めるときは、推進会議の会議に構成団体以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(幹事会)

第 6 条 第 2 条に規定する事業を円滑に行うため、推進会議に別表 1 に掲げる関係団体等をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、長野県県民文化部長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。

(庁内連絡会議)

第 7 条 推進会議の事業の企画・提案及び円滑な推進を図るため、庁内連絡会議を置き、

別表 2 に掲げる職員をもって充てる。

(事務局)

第 8 条 推進会議の事務局は、長野県県民文化部県民協働課消費生活室に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成 26 年 7 月 23 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

(別表1)

長野県消費者被害防止対策推進会議 構成団体

長野県市長会
長野県町村会
長野県医師会
一般社団法人長野県歯科医師会
一般社団法人長野県薬剤師会
社会福祉法人長野県社会福祉協議会
長野県民生委員児童委員協議会連合会
特定非営利活動法人長野県高齢者福祉協会
長野県老人福祉施設事業連盟
一般財団法人長野県老人クラブ連合会
公益財団法人長野県長寿社会開発センター
長野県老人保健施設協議会
公益社団法人長野県介護福祉士会
NPO法人長野県介護支援専門員協会
NPO法人長野県宅老所・グループホーム連絡会
長野県ケアハウス協議会
社会福祉法人長野県社会福祉事業団
長野県消費者団体連絡協議会
一般社団法人長野県連合婦人会
長野県生活協同組合連合会
一般社団法人長野県労働者福祉協議会
長野県消費者の会連絡会
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会東日本支部長野分科会
公益社団法人長野県防犯協会連合会
一般財団法人長野県交通安全協会
長野県弁護士会
長野県司法書士会
一般社団法人長野県経営者協会
長野県中小企業団体中央会
一般社団法人長野県商工会議所連合会
長野県商工会議所女性会連合会
長野県商工会連合会
長野県農業協同組合中央会
株式会社ゆうちょ銀行信越エリア本部
日本郵便株式会社信越支社
一般社団法人長野県銀行協会
長野県信用農業協同組合連合会
長野県信用金庫協会
長野県信用組合
長野県労働金庫

長野県証券警察連絡協議会
一般社団法人長野県生活衛生同業組合連合会
ライオンズクラブ国際協会 334-E 地区
公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会
赤十字奉仕団長野県支部委員会
長野県農村生活マイスター協会
農村女性ネットワークながの
長野県私立中学高等学校協会
一般社団法人長野県私立短期大学協会
信州大学
松本大学
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟信越支部（予定）
読売新聞長野支局
株式会社長野日報社
朝日新聞長野総局
毎日新聞長野支局
中日新聞長野支局
産経新聞長野支局
日刊工業新聞社長野支局
時事通信社長野支局
財務省関東財務局長野財務事務所
長野県
長野県教育委員会
長野県警察

(別表2)

長野県消費者被害防止対策推進会議 庁内連絡会議

危機管理部消防課長
企画振興部総合政策課長
総務部人事課長
県民文化部文化政策課長
健康福祉部健康福祉政策課長
健康福祉部地域福祉課長
健康福祉部健康増進課長
健康福祉部介護支援課長
環境部環境政策課長
産業労働部産業政策課長
観光部山岳高原観光課長
農政部農業政策課長
林務部森林政策課長
建設部建設政策課長
会計局会計課長
企業局次長
議会事務局総務課長
教育委員会事務局教育総務課長
教育委員会事務局教学指導課長
警察本部生活安全部生活安全企画課地域安全推進室長
警察本部生活安全部生活環境課長
警察本部刑事部捜査第二課長
佐久地方事務所副所長
上小地方事務所副所長
諏訪地方事務所副所長
上伊那地方事務所副所長
下伊那地方事務所副所長
木曾地方事務所副所長
松本地方事務所副所長
北安曇地方事務所副所長
長野地方事務所副所長
北信地方事務所副所長
長野消費生活センター所長
松本消費生活センター所長
飯田消費生活センター所長
上田消費生活センター所長

特殊詐欺・消費者被害防止対策における今後の取組方針

平成 26 年 7 月 23 日

長野県消費者被害防止対策推進会議

1 趣 旨

特殊詐欺被害の急増や高齢者の消費者被害の増加に伴い、長野県消費者被害防止対策推進会議（以下「推進会議」という。）は、今後の取り組むべき具体的な被害防止対策方針を策定、実施することで、県内における特殊詐欺等の被害の未然防止を図るものとする。

2 構成機関及び団体の取組

(1) 県の取組

- ◆電話対策など特殊詐欺、消費者被害防止のための統一した啓発用品等の作成、配付及び啓発の実施
- ◆被害防止に向けた市町村への高齢者等の見守りの要請及び支援
- ◆消費者教育・啓発を強化するための消費生活サポーターの養成
- ◆関係機関・関係団体への被害防止のための啓発等の実施要請
- ◆独自啓発活動の計画、実施及び広報媒体を活用した注意喚起情報等の発信
- ◆相談窓口における本人了解の上での警察への通報
- ◆特殊詐欺及び特定商取引法等による取締り、指導の強化

(2) 市町村の取組

- ◆広報誌、有線放送、防災システム等を活用した被害防止のための啓発及び情報発信
- ◆統一した啓発用品等による啓発、消費生活講座等の計画及び実施
- ◆高齢者等への見守り活動の実施及び参加者への情報提供
- ◆地域における消費者教育・啓発充実のための消費生活サポーターの選任
- ◆相談窓口における本人了解の上での通報等、地元警察との連携強化

(3) 構成機関・団体の取組

- ◆会報等による傘下団体及び会員等への広報、啓発及び消費者教育の実施
- ◆統一した啓発用品による啓発及び各業務の特色を生かした独自の啓発の実施
- ◆高齢者等の被害防止のための地域における見守り活動への参加、協働
- ◆各機関等の消費者教育・啓発充実のための消費生活サポーターの選任
- ◆被害防止のための地元警察との連携強化
- ◆以上の取組を傘下団体及び会員等への周知、取組依頼

3 各取組の実施時期及びフォローアップ

- (1) 上記の各取組については、それぞれの機関・団体等が取り組むことができる対策から、直ちに実施するものとする。
- (2) 各取組の状況及び効果等については、毎年度又は必要に応じて調査・公表するとともに、必要な取組について見直しを行う。

特殊詐欺被害撲滅宣言

長野県内では、「もうかります詐欺」や、「オレオレ詐欺」などの特殊詐欺被害は、平成 25 年の過去最高額を超えるペースで発生しており、県は、5 月に「特殊詐欺非常事態宣言」を発令しました。

特殊詐欺被害は、高齢の方に集中しており、老後のため、家族のために大切に蓄えた財産を、一瞬のうちに奪われてしまうばかりか、大切な家族との信頼関係を失ってしまう場合もあります。

被害を防ぐためには、一人ひとりが「誰にでも起こり得ること」と意識し、電話対策など家庭でできる対策を徹底するとともに、不安な場合には、すぐに相談する冷静な対応が必要です。

全ての県民が、特殊詐欺被害を自らのこととして捉え、見守り活動の推進など、被害の防止対策に県民一丸となって取り組むことが極めて重要となっています。

長野県消費者被害防止対策推進会議は、構成機関、団体が、それぞれの分野に応じた被害防止対策に取り組むとともに、県民の大切な財産を守るため、互いに協働して特殊詐欺被害の撲滅に向けて、全力で取り組むことをここに宣言します。

平成 26 年 7 月 23 日

長野県消費者被害防止対策推進会議